

# 市税の軽減措置チェックシート

## (1) 軽減措置の内容

担当	市民局区政支援室地域力担当(企画連携) 中谷・山口(6208-7427)
概要	大阪州市税条例規則第4条第1項 第1号及び第2号に関して、継続して軽減措置を必要とする
目的	市政改革プランに掲げる「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」の実現にあたり、身近な地域課題をより多くの住民間で共有し、その解決に向けた活動が活発に行われるよう、地域活動協議会などが使用する、集会所又は倉庫・マンションの集会所又は倉庫に対して軽減措置を講じることにより、地域課題の解決に向けた活動の活性化を促進する。
税目	固定資産税・都市計画税
軽減対象	・地域活動協議会、連合振興町会及び振興町会、地域活動協議会に参画している自治会が専らその本来の用に供する固定資産のうち集会所又は倉庫の用に供するものについて免除 ・マンションの集会所又は倉庫の用に供する家屋で地域活動協議会、連合振興町会及び振興町会、地域活動協議会に参画している自治会が専らその本来の用に供する等、一定の要件を満たしているものについて免除
軽減割合	免除
軽減期間	3年間
減収見込額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第1項 第1号 令和2年度 55,018千円</li> <li style="padding-left: 1.5em;">今後3年間見込 273,364千円</li> <li>・規則第4条第1項 第2号 令和2年度 28,785千円</li> <li style="padding-left: 1.5em;">今後3年間見込 86,355千円</li> </ul>
導入経費 (別途予算要求)	なし

## (2) 直近の見直し状況

見直した時期	平成28年度
内容	・地域社会の諸課題に対応するための仕組みとして「地域活動協議会」が形成されたことから、地域活動協議会(地域活動協議会を構成する自治会・町会を含む)についても軽減対象とした。

## (3) 効果の検証

効果測定方法	軽減対象施設の運用
達成状況	・若い世代やマンション住民など、より幅広い人と人とのつながりを実現させる地域コミュニティづくりの重要な活動拠点である集会所に対する減免の継続により、身近な地域課題をより多くの住民で共有でき、コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営が行われている。

効果の評価	理由
十分効果をあげている	・施設に対して軽減措置を行うことにより、各地域における課題への解決に向けた様々な活動が自律的に進んでいる。
一定の効果をあげている	
効果に疑問がある	
その他	

#### (4) 確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性			<p>・市民活動推進条例第4条において、「本市は、基本理念にのっとり、市民活動を推進するために必要な施策を講じ、市民活動が活発に展開される環境づくりに取り組むものとする。」とある。</p> <p>また、11条において「本市は、市民活動を推進するため、市民活動団体に対し、市民活動を行う場所の提供に努めるものとする。」</p> <p>・市政改革プラン2.0(区政編)において、身近な地域課題をより多くの住民間で共有し、その解決に向けた活動が活発に行われるよう身近な単位の活動への支援も含め、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向けた活動の活性化を促進している。</p>
2	公益上の必要性			<p>・地域集会所は、地域コミュニティづくりの重要な活動拠点であり、身近な地域課題をより多くの住民で共有でき、コミュニティ豊かで住民主体の自律的な地域運営を行うために必要なものである。また、その活動は公益性の高いものである。</p> <p>・本市は、地域活動推進条例第4条において「市民活動が活発に展開される環境づくりに取り組むもの」とあり、第11条においては「市民活動団体に対し、市民活動を行う場所の提供に努めるもの」とある。</p> <p>このことから、地域活動を支援するうえで、地域コミュニティづくりの重要な拠点である地域集会所等の施設の固定資産税相当額を軽減することは妥当であるため。</p>
3	実務上の妥当性			前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性			既に対象は限定済みである。
5	軽減期間の妥当性			減免見直しの原則である3年間とするため、妥当である。
6	手段の妥当性			固定資産税を課税したうえで補助金等による財政支援を行うことは、設置の目的が同じであるにも関わらず地域によって課税額が異なることや施設運営者に対する事務手続きの負担となることから、税の減免措置が有効である。
7	他の施策との関係			区長会議において、市民活動の場のあり方について整理を進めている中で、地域集会所施設と老人憩いの家の制度の一本化へ向けて議論している。これにより、運営補助金交付要綱等の老人憩いの家に係る制度は廃止となり、老人憩いの家を地域集会所施設とする。実施時期については、令和2年4月を予定している。
8	減収見込額の妥当性			本市所有の集会所・倉庫との負担の公平性の観点から、妥当である。

#### (5) 今後の方向性

現行のまま継続 見直したうえで継続 廃止する その他	→	見直しの内容	
	→	見直しの時期	
その他の内容	→	廃止の理由	
	→	廃止の時期	

  

終期設定	終期到来により廃止	次回検証年度(予定)
令和 4 年度	終期到来時に再検討	令和 4 年度

#### (6) 財政局のコメント(今後の課題等)

地域集会所施設及びマンション集会所は、地域コミュニティづくりの重要な活動拠点として必要な施設であり、本市所有の施設との税負担の公平性の観点も踏まえ、引き続き減免措置を継続することが必要と考える。